

保健室より

保健室では、子供たちが心身ともに健やかに成長するよう以下のような取組を行っています。

健康診断の実施

- ・年間を通じ下表のような健康診断を実施しています。
- ・健康診断は子供の発育・健康状態を知り、学校生活を送るうえで注意することがないかを調べるもので。また、病気や異常を見つけて早期に適切な処置がとれるようにするためのものもあります。
- ・健康診断の結果は、その都度お知らせします。

	保 健 行 事		保 健 行 事
4月	発育測定 ・ 視力検査 歯科検診	10月	視力検査 歯科検診
5月	聴力検査 ・ 内科検診 眼科検診 色覚検査(4年希望者)	11月	就学時健康診断(新1年)
6月	尿検査(再検査あり) 耳鼻科検診 脊柱検診(6年)	12月	心臓検診(1年)
7月		1月	発育測定 冬季野外活動の健康調査・健診(6年)
8月		2月	学校保健委員会
9月	発育測定 自然学校前健診(5年) 修学旅行前健診(6年)	3月	

救急処置

- ・子供たちがけがや病気になったとき、医師またはご家庭にお渡しするまでの一般的な応急処置を行います。
- ・保健室では病気の診断や治療は行いません。

健康相談の実施

- ・子供たちが健康面で何か相談したい時や、心をホッと落ち着けたいときにも利用できます。保護者の方もお子さんの健康面でご相談などがありましたら、お気軽に越しください。

保健調査票記入のお願い

- ・子供たちがけがや病気の時、担任に代わりご家庭に連絡をする場合があります。急を要する場合もありますので保健調査票に記入する緊急連絡先は、必ず連絡のとれる住所・電話番号を記入してください。また、変更があればすぐにお知らせください。
- ・保健調査票にはかかりつけの病院・持病・体質なども詳しくご記入ください。

学校保険制度について

学校管理下（在校中、登下校時、校外学習、宿泊行事等）における災害で、医療機関にかかった場合、以下のような災害給付制度があります。

独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度であり、次のような特色を持っています。

- 低い掛け金で、手厚い給付が行われます。
- 医療費総額5000円以上が対象となり、医療費総額（医療保険でいう10割分）の4/10が給付されます。
- 日本全国の児童生徒のほぼ100%が加入しています。
- 給付には所定の用紙を病院に記入してもらうなどの手続きが必要です。

神戸市学校園安全互助会

- 神戸市独自の共済給付制度です。
- 振興センターの給付対象にならなかったもの（医療費総額5000円未満のもの、前歯の損傷、眼鏡の破損等）に対して見舞金が支払われます。
- 給付には所定の用紙を病院に記入してもらうなどの手続きが必要です。

※登下校や学校でけがをした場合は、必ず担任か養護教諭までお知らせください。

学校感染症について

☆以下の学校感染症にかかったときは出席停止になります。医師の診察を受け、必ず学校にご連絡ください。

☆登校開始については家庭で判断せず、必ず医師の許可を得てから登校してください。その際、原則として「登校許可書」が必要になります。

〈第1種感染症〉特定鳥インフルエンザ・エボラ出血熱・ペスト・ジフテリアなど
出席停止期間は「治癒するまで」。

〈第2種感染症〉集団生活で流行する可能性の高いものが分類されています。他の子供にうつさないためだけでなく、感染した子供自身がほかの病気を併発しないためにも、十分な休養が必要です。

病名	出席停止期間のめやす	病名	出席停止期間のめやす
インフルエンザ	解熱後2日を過ぎるまで、かつ、発症後5日が経過している	風しん（3日ばしか）	発疹が消失するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を過ぎるまで
麻しん (はしか)	解熱後3日を過ぎるまで	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現 した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
結核	伝染のおそれがなくなるまで	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	伝染のおそれがなくなるまで

※病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。主治医の指示に従ってください。

〈第3種感染症〉学校において流行を広げる可能性の高いものが分類されています。出席停止の期間の基準は、共通して「病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで」となっています。

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、その他の感染症（流行を防ぐため、校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症としての措置をとることができる疾患【マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎〔（ノロ・ロタウィルス）（流行性下痢嘔吐症）〕、溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病など】）

＜登校許可書について＞

H27年度より下記の感染症に感染し治癒後登校する際に、神戸市医師会の協力で統一した「登校許可書」の様式を使用することによって神戸市医師会に加盟している医療機関において文書料が無料になりました。（ただし、診察料はかかります。）

インフルエンザ・百日咳・麻しん（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風しん・水痘（みずぼうそう）・咽頭結膜熱（プール熱）

※「登校許可証」は学校ホームページにもアップしております。ダウンロードしてお使いください。

学校医・学校薬剤

担当	医院名など	住所	電話番号
内科	王子クリニック	中央区籠池通5-1-25	271-0363
歯科	荒垣歯科	中央区籠池通3-6-15	242-0446
耳鼻科	風間耳鼻咽喉科	中央区上筒井通4-2-2	222-0453
眼科	林眼科	中央区中山手通1-23-10	241-7511
薬剤師	東式芳（エイコー薬局）	中央区上筒井通7-1-3	242-3957